

「週休2日等工事試行要領 第I編（土木工事編）」の運用

1 用語の定義（試行要領2関係）

(1)対象期間

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ①年未年始休暇7日間、夏季休暇4日間
- ②工場製作のみを実施している期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④上記以外で発注者があらかじめ対象外としている以下に掲げる内容に該当する期間
  - (ア) 支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
  - (イ) 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間
  - (ウ) 一時・一部中止期間
  - (エ) その他対象外に該当すると思われる期間

(2)4週8休以上

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－(1)①～④の期間）

2 工事費の補正（試行要領5関係）

(1)各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に表1の補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、及び見積による機労材一式の施工単価については、補正の対象としない。

表1 各経費の補正係数

	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

(2)市場単価

週休2日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の市場単価＝市場単価×週休2日の補正係数

週休2日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表2による。

表2 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

(3) 標準単価

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の標準単価＝標準単価×週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表3による。

表3 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02●	1.04●
高視認性区画線工		1.02●	1.04●
橋梁塗装工		1.01●	1.03●
構造物とりこわし工	機械	1.02●	1.03●
	入力	1.02●	1.04●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.04●
排水構造物工		1.02●	1.04●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FPR シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04

仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリート		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管		1.02	1.03

※表3の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

#### (4) 注意事項

##### ① 労務単価の補正

###### (ア) 積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱

表4に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

については、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価（W単価やF単価）において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

###### (イ) 積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱

表4に示す労務単価コード以外は、週休2日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

##### ② 機械賃料の補正

機械経費（賃料）を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表4 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工
R3020	機械設備据付工
TM601	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM611	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM652	船舶製作工
TM653	機械設備製作工
TM654	機械設備据付工

### ③端数処理

各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は以下のとおりとする。

#### (ア) 労務費

労務費の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

[計算例]

$$\begin{aligned}\text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 21,300 \times 1.04 \\ &= 22,152 \quad (\text{小数点以下切り捨て})\end{aligned}$$

#### (イ) 機械賃料

機械賃料の週休2日補正済み単価の端数処理は有効3桁止め(4桁目四捨五入)とする。

[計算例]

$$\begin{aligned}\text{週休2日の補正後単価} &= \text{補正前単価} \times \text{週休2日の補正係数} \\ &= 32,900 \times 1.02 \\ &= 33,558 \\ &= 33,600 \quad (\text{有効3桁止め(4桁目四捨五入)})\end{aligned}$$

#### (ウ) 市場単価・標準単価

市場単価及び標準単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

なお、市場単価及び標準単価は、施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で単価を算出する。

$$\begin{aligned}\text{加算率・補正係数 } E &= (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \dots S_x / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_x) \\ &\quad (\text{小数点第4位四捨五入3位止め})\end{aligned}$$

$$\text{加算率・補正係数補正後の単価} = \text{週休2日補正後の市場単価(標準単価)} \times E$$

市場単価及び標準単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

### 3 事務手続きについて（試行要領 8 関係）

#### (1) 積算関係

- ①当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4週8休に対応しているため、留意して設定すること。）
- ②掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
- ③当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

#### (2) 設計変更

発注者は、受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および CCUS の週休 2 日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

#### (3) 入札事務手続き関係

- ①「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休 2 日等工事」と朱書きする。
- ②「特記仕様書」に下記事項を追加する。

（記載例）

第〇章 週休 2 日確保モデル工事

- 1 本工事は「桑折町週休 2 日等工事試行要領」の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。
- 4 本工事は（月単位・通期）の週休 2 日等工事である

- ③「入札公告・指名通知」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

（記載例）

○ その他

（○）本工事は、「桑折町週休 2 日等工事試行要領」

（総務課財政係下記 HP 参照

<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/soumu/8/1/14308.html>)  
の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は 発注者指定型で月単位の週休 2 日等工事 である。

#### 4 掲示板の設置について（試行要領 6、8 関係）

掲示板のレイアウトは下記の例による。

<p style="text-align: center;"><b>週休2日確保工事</b></p> <p>(記載例)</p> <p>この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則<u>土曜及び日曜（週2日間）</u>を現場の休日とした工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：〇〇建設事務所 受注者：〇〇建設株式会社</p>
---

※縦横1m程度とする

現場の状況に応じて大きさは変更可

※受注者は工事現場の見やすい位置に

PR看板を設置するものとする

※下線部は現場状況に応じて適宜変更する

#### 5 附則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。